

共済だより

# KYOSAI

*Yamaguchi*

3

MAR  
2013  
月号



防府天満宮(防府市)

退職予定の皆さんへ

2

疾病分類統計

4

短期給付と保健事業の変更について

6

特定健診・特定保健指導の実施状況等について

8

貯金の運用状況

10

Information

共済貯金送金スケジュール

14

# 退職予定の皆さんへ

## 年 金

手続きおよび提出書類については、以下のとおりです。

ここでは一般的な提出書類を掲載しています。退職後、再就職される場合などには、その他の書類を提出していただくことがありますので、ご留意ください。

### 退 職

#### 60歳以上の方の場合 (昭和28年4月1日以前に生まれた方)

#### 60歳未満の方の場合 (昭和28年4月2日以後に生まれた方)

- 退職届書(所定の様式)

- 履歴書(所属所で作成)

※年金の請求手続きについては、13ページをご覧ください。

#### ●60歳到達時に年金請求をしていない場合

- 退職共済年金決定・退職改定請求書(所定の様式)

- 勤務状況等申告書(所定の様式)

- 履歴書(所属所で作成)

#### ○年金加入期間確認通知書

組合員期間以外に「国民年金」や「厚生年金」等の他の公的年金期間がある方は、その期間を証明するために提出してください。

※他の公的年金期間があり、その期間について年金を請求される方は、共済組合からこの通知書を発行しますので請求してください。なお、この通知書の発行には時間がかかりますので、お早めに手続きをしてください。

#### ○基礎年金番号通知書の写し

基礎年金番号を確認するために必要です。ただし、「年金加入期間確認通知書」を提出した場合は省略することができます。

#### ○年金証書の写し

既に他の年金を受け取っている場合は、ご提出ください。年金の種類と年金の算定月数がわかるように写しをとってください。

#### ○公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

在職中における「給与所得者の扶養控除等申告書」の代わりとなるものです。

#### ○普通預(貯)金通帳の写し

年金の振込口座を確認しますので、金融機関名と口座番号がわかるように写しをとってください。

#### ●60歳到達時に年金請求をしている場合

- 退職共済年金退職改定請求書(所定の様式)

- 勤務状況等申告書(所定の様式)

- 履歴書(追加分)(所属所で作成)

#### ○公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

在職中における「給与所得者の扶養控除等申告書」の代わりとなるものです。

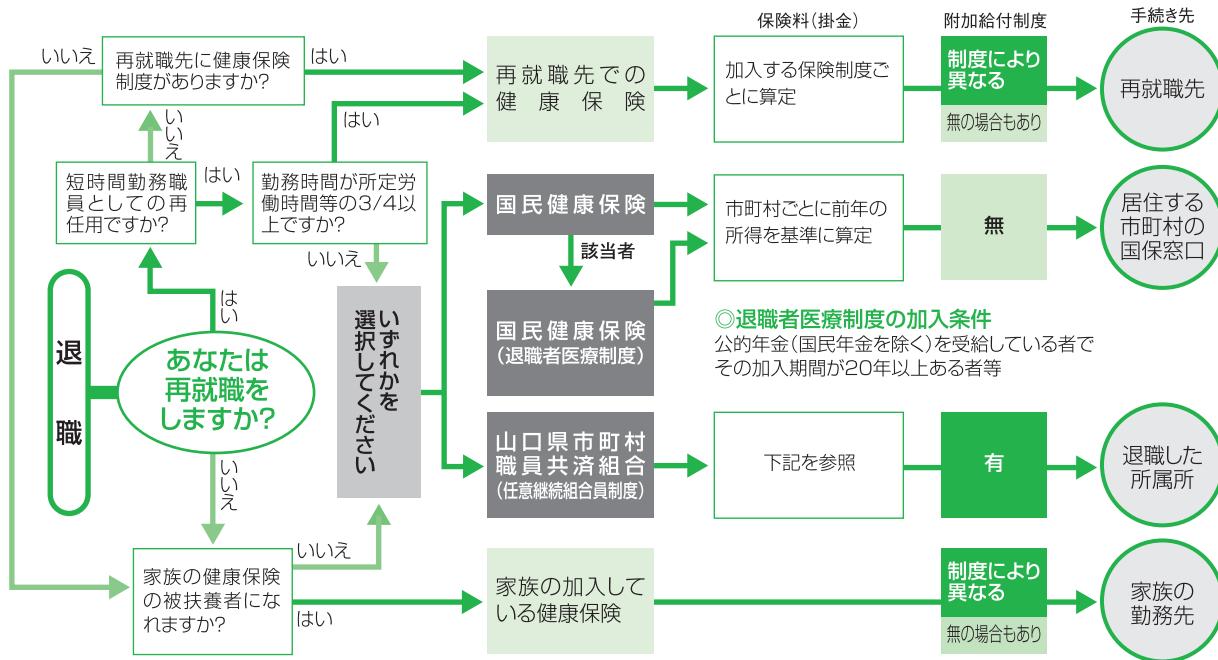
※「基礎年金番号通知書の写し」「年金加入期間確認通知書」「年金証書の写し」「普通預(貯)金通帳の写し」については、60歳到達時の年金請求の際にご提出いただいたものに変更または追加がある場合に提出してください。

※年金の支給は、偶数月の15日(金融機関が休業日の場合は、その前営業日)になります。支給月の前月・前々月の2か月分を指定された金融機関の口座に振り込みます。3月末日に定年退職される方の初回の支給は、6月を予定していますが、添付書類の不足等の理由で遅れる場合もありますので、ご了承ください。  
なお、送金の通知書は、原則として年2回(6月、12月)送付します。また、年金支給額等が変更された場合には、その変更が反映される支給月に随時送付します。

# 医療保険

退職後の皆さんの状況に応じて手続きが異なります。  
下図を参考にご検討のうえ、各制度に加入してください。

## 退職後の医療保険制度



- ◎退職後、フルタイム勤務職員として再任用される方は、引き続き共済組合の組合員の資格を有します。
- ◎附加給付制度とは、高額な自己負担額を軽減するものです。共済組合の制度内容は6ページを参照してください。
- ◎退職者医療制度については、平成20年3月で廃止されましたが、現行制度からの円滑な移行を図るため、平成26年度までは制度が存続します。
- ◎75歳(一定の障害状態にある方は65歳)以上の方については、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

## 任意継続組合員制度

退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が、退職後も共済組合の「短期給付」を受けることを希望するときは、最長2年間、任意継続組合員として組合員と同様の給付が受けられます。

### 1. 申請手続き

退職の日から20日以内に、退職した所属所の共済事務担当課を経由して共済組合に届けてください。

### 2. 掛金

AまたはBのいずれか低い額に下記の率を乗じた額が毎月の納付額となります。

A 平均給料月額 ≈328,000円

B 退職する月の初日の給料月額

(ただし、組合員期間15年以上かつ55歳以上で初めて退職する方は、退職する月の初日の給料月額×0.8)

短期掛金の率 ≈120.0/1000

介護掛金の率 ≈13.0/1000(40歳以上65歳未満の者から徴収する。)

\*共済組合のホームページに簡単に使用できる試算表を掲載しています。

### 3. 資格喪失について

次の事由に該当したときは、任意継続組合員の資格を喪失します。

①任意継続組合員となった日から起算して、2年を経過したとき

②死亡したとき

③掛け金を指定の払込期日までに払込なかったとき

④他の共済組合、健康保険等に加入了したとき

⑤任意継続組合員をやめる旨を申し出た月の末日が到来したとき

⑥後期高齢者医療制度の被保険者となったとき

(注)月の途中で資格を喪失した場合、その月の掛け金は原則として徴収しません。

ただし、資格を取得した月と同じ月に資格を喪失したときは、その月の掛け金を徴収することになります。

## その他退職の際に必要な手続き(所属所の共済事務担当課で手続きをしてください)

### ① 組合員証の返納

●「組合員証」「組合員被扶養者証」等も併せて「組合員資格喪失届書」に添付して返納してください。

### ② 共済貯金の解約

●共済貯金をご利用の方は、退職されますと共済貯金に加入(継続)することはできません。

●「積立貯金加入・変更・解約申込書」(様式第1号)を提出し、解約手続きをしてください。

### ③ 貸付けの償還

●貸付けをご利用の方は、退職時に全額償還となります。

●償還方法(3月末退職の場合)

①3月末までに、貸付残高の振込みを行う。  
②退職手当から、貸付残高を控除する。

# /疾/病/分/類/統/計/

共済組合では、組合員と被扶養者の皆さんの健康管理に役立てていただくために、年2回の『医療費通知書』の配布とともに、年1回の疾病分類統計を行っています。

今回は、組合員及び被扶養者の平成23年4月から平成24年3月診療分における「1人当たり受診件数及び総医療費」及び「1人当たり総医療費の内訳」、「年齢階層別病類別医療費の割合」のグラフを作成しました（医療費の割合のグラフには院外処方による薬代は、含まれていません。）。

若年層を除き年齢とともに医療費が増加する傾向にあります。

やはり、生活習慣病に係る疾患（代謝疾患系や循環器系の疾患等）が、加齢に伴って大きく増加傾向にあり、医療費全体の伸びにもつながっています。

また、歯科における医療費の割合が全年齢層で多いことも注意が必要です。

病気等の早期発見・早期治療を心がけ、手軽な運動で身近な健康管理の意識を持ちましょう。

皆様の健康のために、共済組合では以下の事業を行っています。

- ① 特定健康診査・特定保健指導
- ② 人間ドック健診費用助成
- ③ 歯科検診助成
- ④ 健康セミナー

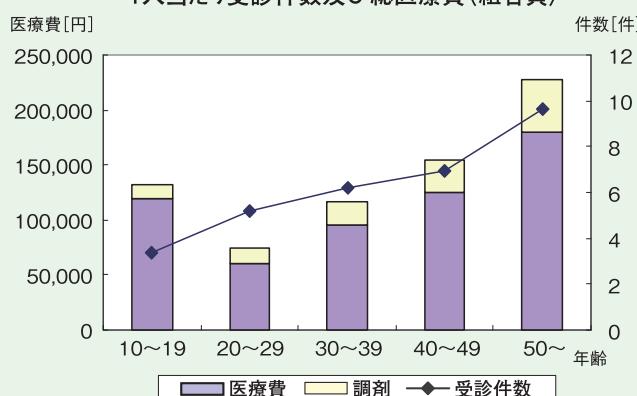
## 年間平均人数

(単位:人)

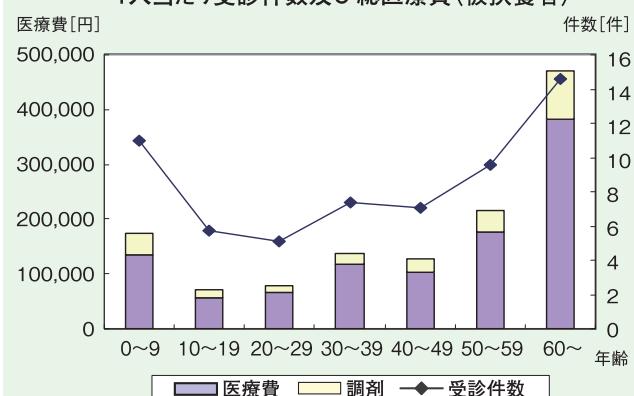
年齢	組合員		被扶養者	
	男	女	男	女
0~9	—	—	2,927	2,854
10~19	46	16	2,820	2,707
20~29	1,210	778	974	987
30~39	3,193	1,790	47	1,654
40~49	3,063	1,443	13	1,568
50~59	3,212	1,389	51	1,588
60~	522	162	155	534
合計	11,246	5,578	6,987	11,892

※任意継続組合員を含む。

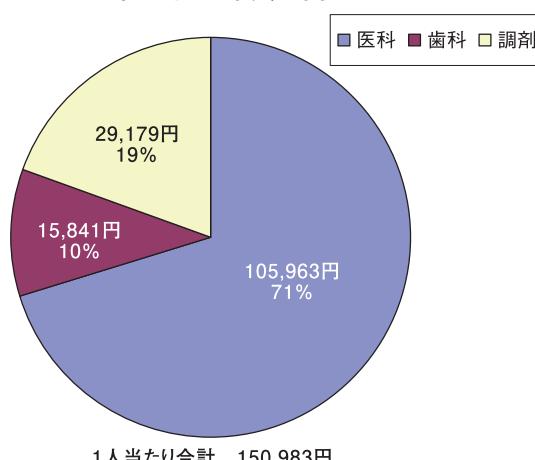
## 1人当たり受診件数及び総医療費(組合員)



## 1人当たり受診件数及び総医療費(被扶養者)



## 1人当たり総医療費の内訳



左図は総医療費内訳を表したものですが、なんと調剤医療費が総医療費の2割を占めています。

ジェネリック医薬品に切り替えると自己負担額が節約できるだけでなく、医療費全体の節減にもつながり、その結果、皆さんからいただく掛金の増加を抑えることにつながります。

切替効果が大きい医薬品を対象に、平成24年9月及び平成25年2月にジェネリック差額通知書を発送していますので、ジェネリック医薬品への切替をご検討ください。

## 病類の項目／主な病名

## ■感染症及び寄生虫症

腸管感染症(コレラ、赤痢など)、結核、ウイルス肝炎、水痘、はしか、水虫、いぼ

## ■新生児

がん、悪性リンパ腫、白血病、その他悪性腫瘍

## □血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害

貧血、血友病、複合免疫不全

## ■内分泌、栄養及び代謝疾患

甲状腺腫、糖尿病、高脂血症、栄養失調症、ビタミン欠乏症、低身長

## ■精神及び行動の障害

認知症、アルコール依存症候群、統合失調症、躁うつ病、ノイローゼ、自閉症

## □神経系の疾患

パーキンソン病、アルツハイマー病、てんかん、脳性麻痺、自律神経失調症、片頭痛

## ■眼及び附属器の疾患

結膜炎、白内障、遠視、近視、乱視、緑内障、ものもらい、網膜剥離

## ■耳及び乳様突起の疾患

外耳炎、中耳炎、メニエール病、内耳炎、難聴

## ■循環器系の疾患

高血圧、狭心症、不整脈、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、動脈硬化、痔核、低血压

## ■呼吸器系の疾患

かぜ、気管支炎、扁桃炎、肺炎、アレルギー性鼻炎、副鼻腔炎、喘息、インフルエンザ

## ■消化器系の疾患

胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃炎、肝炎、胆石症、肝機能障害、脾炎、虫垂炎、便秘

## ■皮膚及び皮下組織の疾患

湿疹、アトピー性皮膚炎、じんましん、円形脱毛症、にきび

## ■筋骨格系及び結合組織の疾患

関節症、椎間板障害、腰痛、坐骨神経痛、五十肩、骨粗しょう症、慢性関節リウマチ

## ■尿路性器系の疾患

腎不全、尿路結石症、膀胱炎、前立腺肥大、月経障害、更年期障害

## ■妊娠、分娩及び産じょく

流産、早産、妊娠中毒症、つわり、多胎分娩

## ■周産期に発生した病態

未熟児、胎児発育遅延、胎児栄養失調、核黄疸

## ■先天奇形、変形及び染色体異常

心臓の先天奇形、水頭症、口蓋裂、ダウン症候群

## ■症状、徵候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの

頭痛、めまい、失神、発疹、動悸、呼吸困難、吐き気、腹痛、倦怠感

## ■損傷、中毒及びその他の外因の影響

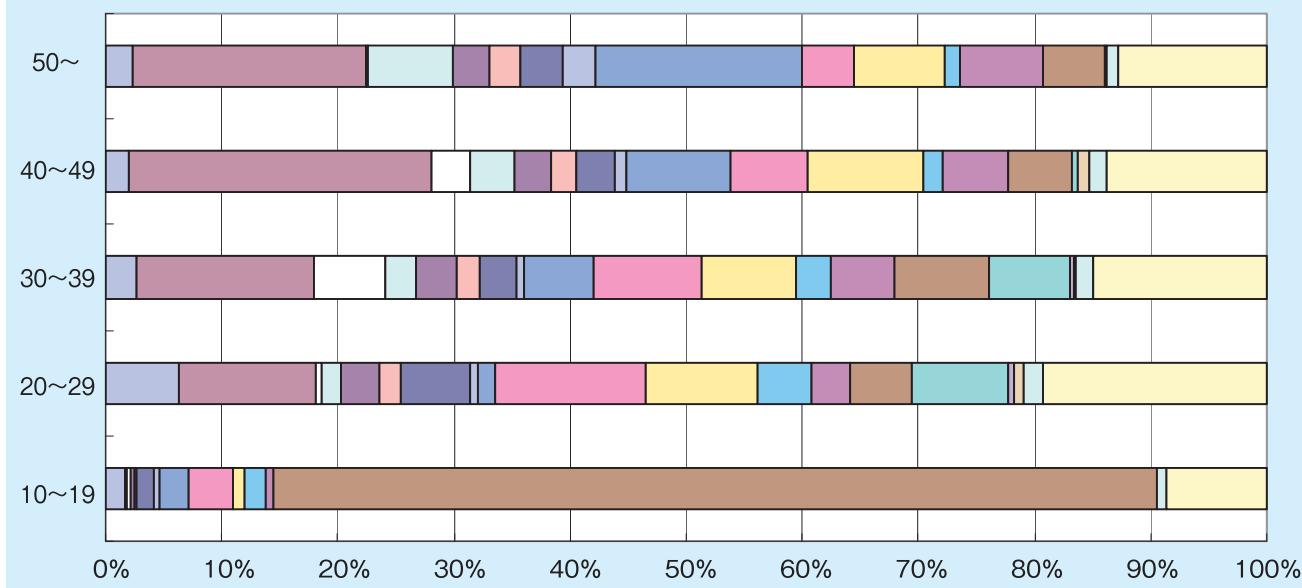
骨折、頭蓋内損傷、熱症、中毒、熱射病、日射病、しあわせ、捻挫、脱臼、脳震とう

## ■歯科

むし歯、歯肉炎、歯周炎、頸関節障害

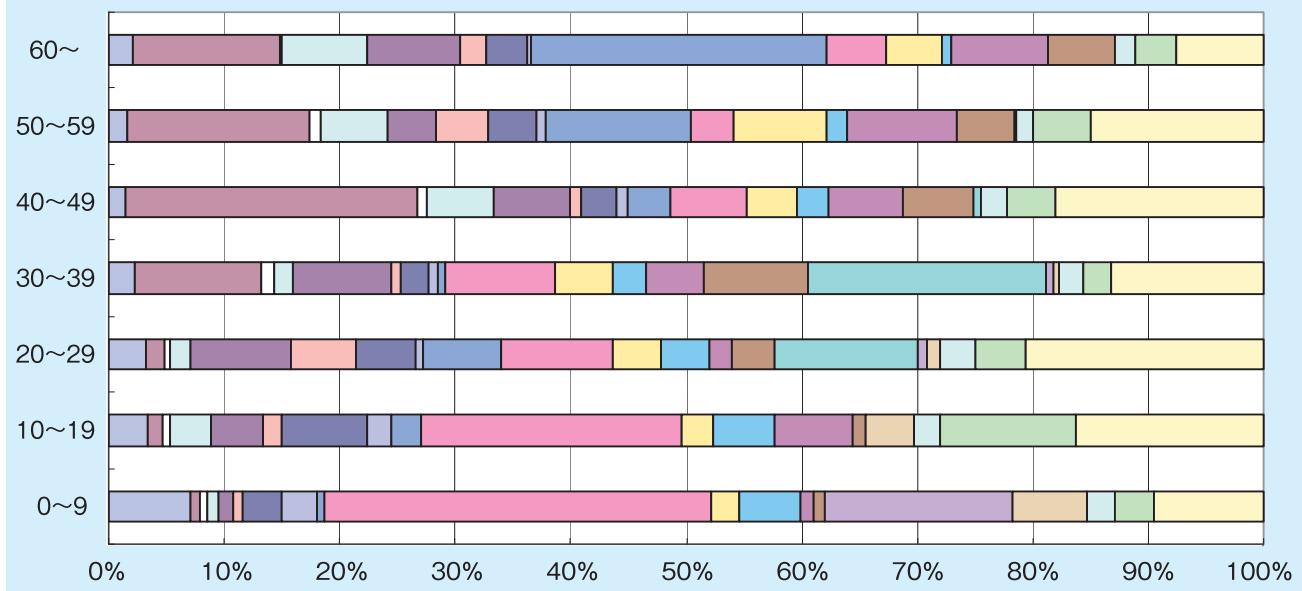
年齢

## 年齢階層別病類別医療費の割合(組合員)



年齢

## 年齢階層別病類別医療費の割合(被扶養者)



# 短期給付のお知らせ

4月1日から変更になる短期給付の附加給付についてお知らせします。

共済だより1・2月号でお知らせしました見直しの概要について、取り扱いの詳細が決定しました。

## 廃止

になる附加給付

### 結婚手当金

3月31日までのご結婚の場合  
「結婚手当金請求書」を提出してください。

様式は、共済組合の  
ホームページで  
ダウンロードが  
できます！

### 災害見舞金附加金

3月31日までに事由が生じた場合「災害見舞金請求書」を提出してください。災害見舞金に附加して支給します。  
※4月1日からも法定給付の災害見舞金は請求できます。

4月1日以降に事由が生じた場合は、支給対象になりません。

請求権の時効は、他の給付と同様に事由が生じた日の翌日を起算日として2年間です。

### 入院附加金

4月1日以降の入院には支給されません。

## 変更

になる附加給付

### 一部負担金払戻金（家族療養費附加金、 家族訪問看護療養費附加金）

同じ医療機関で同じ月の窓口負担が基礎控除額を超える場合に支給されますが、給料月額が424,000円以上の組合員（上位所得者）は次のように基礎控除額が変わります。

- 基礎控除額 25,000円から50,000円
- 合算高額療養費が算定される場合の基礎控除額 50,000円から100,000円

基礎控除額の引き上げは、段階的に実施します。

実施時期 種類	H25.3.31 の診療まで	H25.4.1 の診療から	H26.4.1 の診療から	H27.4.1 の診療から
基礎控除額	25,000円	30,000円	35,000円	50,000円
合算した場合 の基礎控除額	50,000円	60,000円	70,000円	100,000円

### ●請求が必要なもの

#### 結婚手当金

#### 災害見舞金附加金

### ●請求が不要なもの

#### 入院附加金

医療機関からの請求に基づき  
自動的に給付します。

#### 一部負担金払戻金（家族療養費附加金、 家族訪問看護療養費附加金）

お問い合わせ先 保険課医療保健係 ☎083-925-6142

# 保健事業のお知らせ

保健事業の見直しにより、4月1日からの事業内容に変更がありますのでお知らせします。  
25年度の事業のくわしい内容や取り扱い要領については、共済だより4月号でお知らせします。  
また、4月号には、25年度の利用券などを差し込んで配布しますので、ぜひご覧ください。

## 廃止

になる事業

### 銀婚祝保養所優待助成

銀婚を迎えた組合員へ、ご夫婦で利用できる防長苑の優待券（12,000円）を贈呈していましたが、ライフスタイルが変化してきていること等を受け事業の見直しを協議した結果、廃止することとなりました。

24年度までに銀婚を迎えた方で贈呈を受けておられない場合は、所属所の共済組合事務担当者を通して3月31日までに共済組合にお申し出ください（4月以降は請求できません。）。

### バカンスクーポン

共済組合か旅行業者の直営・契約施設に宿泊する旅行のJR等の運賃が割引きになるものでしたが、様々な業者から商品が出回るようになり事業として行うメリットがなくなってきたことを受け事業の見直しを協議した結果、廃止とすることとなりました。

## 新規開始

になる事業

### 結婚祝保養所優待助成

結婚される組合員へ、ご夫婦で利用できる防長苑の優待券（10,000円）を贈呈します。

### 勤続25年祝保養所優待助成

勤続25年を迎えた組合員へ、防長苑の優待券（10,000円）を贈呈します。

## 利用助成契約施設に関するお知らせ

	施設名	施設所在地	事由
宿泊利用助成券	瀬波はまなす荘	新潟県	H25.4.1～4.30まで休館

## 電話健康相談のご案内

病気の悩み、育児や介護の不安、薬の疑問、医療・福祉機関の情報など・・・  
健康について困ったとき、知りたいときご利用ください。年中無休、24時間いつでも無料で相談できます。

フリー  
ダイヤル

0120-876-898

携帯電話からも  
無料で利用可能です。

共済組合のホームページの『共済健康相談室』のバナーをクリックして、  
ログインID 876898 を入力するとEメールでの相談もできますのでご利用ください。

お問い合わせ先 保険課医療保健係 ☎083-925-6142

# 特定健診・特定保健指導の実施状況等について

特定健診・特定保健指導について、皆さんのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。平成24年度の実施状況は、以下のようになっています。

## 平成24年度特定健診・特定保健指導実施状況

### 特定健診

受診率 69.3% (国の定める基準80%)

(内訳) 組合員 7,431人 (76.9%)  
被扶養者ほか 2,091人 (51.4%)

### 特定保健指導

利用率 47.8% (国の定める基準45%)

(内訳) 実施者 1,100人 (見込み)

※ 平成25年2月13日現在

特定健診は、昨年度までの課題であった被扶養者の受診率向上に特に取り組んだ結果、「被扶養者ほか」の受診率が昨年度の結果(31.9%)より約20%も増加しています。これから届く健診結果の状況によっては、国の定める基準80%に到達できる可能性が出てきました。

特定保健指導は、実施者1,000人を越え、大変多くの方に指導を受けていただくことができました。現在指導を受けている方、これから指導を受ける予定の方が、6ヶ月間の指導を終了された場合は、国の定める基準45%を越える見込みです。

## 今年度の特定健診・特定保健指導を通して

特定健診・特定保健指導という制度が発足して5年目になりますが、今年度は特定保健指導をより多くの方に受けさせていただけるよう取り組んできました。

ただ、この特定健診・特定保健指導は「受けたからもう終了」というものではなく、このきっかけから「健康を維持していくよう心がけていただくこと」が真の目的です。組合員、被扶養者の皆さんが、なるべく病気にからず、健やかに生活を送れるよう、共済組合では今後も様々な取り組みで皆さんのサポートをさせていただきます。

## 次年度以降の特定健診・特定保健指導について

この特定健診・特定保健指導の制度については、来年度以降も引き続き継続することが決定しています。今年度の状況等を踏まえて、より皆さんの健康づくりに役立てるものを目指していきますので、引き続きご協力をよろしくお願いします。

お問い合わせ先 保険課医療保健係 ☎083-925-6142

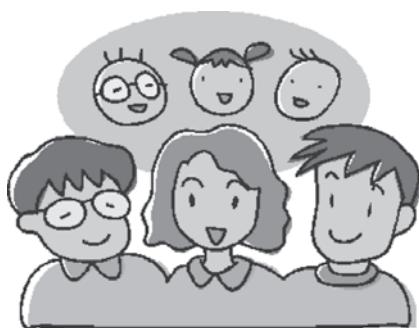
## 確定申告書等の保管と収入額の確認をお願いします

### ～あなたの被扶養者は大丈夫ですか？～

確定申告の時期がやってきました。共済組合では、扶養の認定時や年に一回行っている被扶養者の資格調査で、事業・営業・不動産・農業・漁業等の収入（以下「事業所得等」という。）がある方は確定申告書及び収支内訳書等の諸経費を確認できるもの（写し）を提出していただきます。

事業所得等については、扶養認定上認められた経費<sup>\*1</sup>の実額を控除した金額を収入金額としています。そのため、収支内訳書等で諸経費の内容を確認する必要があります。これらの書類が提出されず、諸経費等が確認できない場合は、被扶養者の資格を取り消すことがありますので、確定申告等<sup>\*2</sup>を行った際は関係書類一式の控えを必ず保管しておいてください。

また、確定申告等をされたら、被扶養者の収入が認定の基準内かを確認してください。資格調査の際に収入が認定基準を超えていることがわかると、確定申告時までさかのぼって被扶養者の資格を取り消すこととなりますのでご注意ください。



- Check 1** 扶養認定上認められる経費を差し引いた額がマイナスの場合でも事業所得は0円として計算をします。
- Check 2** 事業所得が年額基準未満になった場合は確定申告を行った日が事由発生となりこの日から認定が可能です。

#### 【必要と認められる経費】

売上原価、給料・賃金<sup>\*3</sup>、光熱給水費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費、地代家賃

#### 【農業所得として特に認められる経費】

小作料・賃借料、種苗費、畜産費、肥料・飼料、農具費、農薬衛生費、動力光熱費、作業用衣料費、土地改良費、ライスセンター使用料、水利費

※1 所得税法上の経費とは異なります。家内特例経費等については、実際にかかった経費ではありませんので、経費としてみることはできません。

※2 所得税の確定申告はしていないが、市（町村）・県民税の申告をしている場合も同様の取り扱いになります。

※3 給料・賃金については、被扶養者として認定を受けようとする者が従業員を雇用し、その従業員の生計を成り立たせるだけの給料（一人につき年額130万円以上）を支払っている場合は、その者の所得が認定基準内であっても被扶養者として認定できません。また、同居の親族に対する給料・賃金は原則として必要経費として取り扱いません。

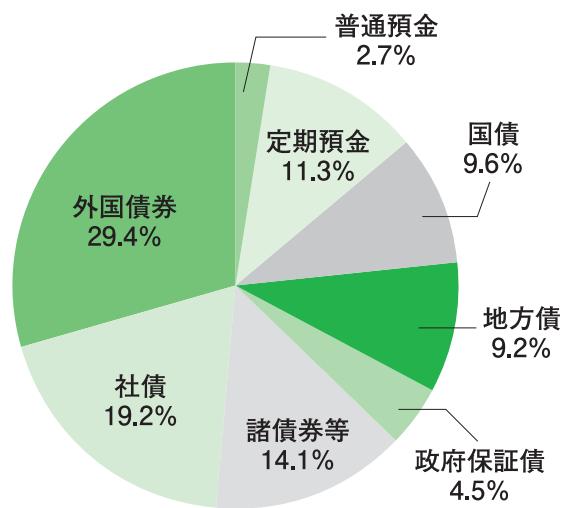
お問い合わせ先 所属の共済組合事務担当課または共済組合保険課資格係 ☎083-925-6142

# 貯金の運用状況

## ◆貯金経理の資産の構成割合一覧表

種類	平成24年12月末		平成24年6月末
	金額(円)	構成割合(%)	構成割合(%)
普通預金	815,139,475	2.7	2.7
定期預金	3,400,000,000	11.3	12.2
国債	2,888,835,200	9.6	6.9
地方債	2,782,472,800	9.2	9.8
政府保証債	1,368,996,100	4.5	4.8
諸債券等	4,262,347,000	14.1	14.1
社債	5,792,903,000	19.2	18.1
外国債券	8,892,000,000	29.4	31.4
合計	30,202,693,575	100.0	100.0

## 資産の構成割合



※預金は、山口銀行・三井住友信託銀行・三菱UFJ信託銀行に、預け入れています。

※資産のうち、組合員貯金は約277億円、積立金(利益剰余金)は約24億円です。

## ◆社債・外国債券・諸債券等の格付割合一覧表

格付	平成24年12月末		(株)格付投資情報センター(R&I)の格付定義	保有する銘柄の発行体等
	金額(円)	構成割合(%)		
AAA	9,555,617,000	36.8	信用力は最も高く、多くの優れた要素がある。	住宅金融支援機構、欧州投資銀行 ドイツ復興金融公庫 など
AA	12,537,930,100	48.2	信用力は極めて高く、優れた要素がある。	国債、地方債、政府保証債 三菱UFJ信託銀行 など
A	2,994,218,000	11.5	信用力は高く、部分的に優れた要素がある。	日本郵船、みずほ銀行 野村ホールディングス など
BBB	899,789,000	3.5	信用力は十分であるが、将来環境が大きく変化する場合、注意すべき要素がある。	東京電力、関西アーバン銀行
合計	25,987,554,100	100.0		

※格付については、国内債券は主にR&Iを、外国債券はムーディーズを参考にしています。

## ◆貯金の運用について

安全・有利な運用及び元本の確実な回収の観点からA格以上の債券の取得に限るなど基準を定めています。

格付は、取得後に変更されることがあるため経済環境、業績などについて適時確認をしています。

### <参考>格付符号と定義について(R&Iより)

#### 長期個別債務格付

長期個別債務格付は、個々の債務等が約定通りに履行される確実性についてのR&Iの意見です。長期個別債務格付は、債務不履行となる可能性に加えて回収の可能性(債務不履行時の損失の可能性)も評価します。

AAA	信用力は最も高く、多くの優れた要素がある。
AA	信用力は極めて高く、優れた要素がある。
A	信用力は高く、部分的に優れた要素がある。
BBB	信用力は十分であるが、将来環境が大きく変化する場合、注意すべき要素がある。
BB	信用力は当面問題ないが、将来環境が変化する場合、十分注意すべき要素がある。
B	信用力に問題があり、絶えず注意すべき要素がある。
CCC	債務不履行に陥っているか、またはその懸念が強い。債務不履行に陥った債権は回収が十分には見込めない可能性がある。
CC	債務不履行に陥っているか、またはその懸念が極めて強い。債務不履行に陥った債権は回収がある程度しか見込めない。
C	債務不履行に陥っており、債権の回収もほとんど見込めない。

お問い合わせ先 総務課経理係 ☎083-925-6141

# ライフ山口だより

問い合わせ先

有限会社 ライフ山口

〒753-0072

山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階

■TEL:083-925-2128

■FAX:083-925-2161

■メールアドレス:ym212@lime.ocn.ne.jp

## 年間スケジュール

3月1日	遺族サポートプランほか、団体傷害保険スタート（保険期間1年間）
末頃	遺族サポートプラン・ロング・医療保障保険の配当金を送金（各個人口座）
4月中旬	遺族サポートロング等の退職後継続者の保険料払込み
5月1日	遺族サポートロング等の退職後継続スタート
6月初旬 下旬	団体ゴルファー保険の新規加入・継続募集のご案内（当社から所属所へ送付） 団体ゴルファー保険の加入申出書締切および保険料払込み (共済担当者へ提出、保険料は振込依頼書で納入)
7月1日	団体ゴルファー保険スタート（保険期間1年間）
8月上旬 下旬	(有)ライフ山口主催のゴルフ大会(団体ゴルファー保険加入促進) 遺族サポートプランほか、団体傷害保険の新規加入・継続募集のご案内 (当社から所属所へ送付)
9月初旬 末日	所属所PR訪問開始 (引受保険会社により遺族サポートプラン・団体傷害保険の保険内容等を説明) 所属所PR訪問終了
10月上旬 下旬	遺族サポートプランほか、団体傷害保険の申込書締切(共済担当者へ提出) 「ゆとり」の新規加入・変更募集のご案内(当社から所属所へ送付)
11月中旬	「ゆとり」申込書締切(共済担当者へ提出)
1月下旬	年度末退職予定者へ遺族サポートロング等の退職後継続のご案内 (明治安田生命より該当者へ送付)
2月中旬 末日	遺族サポートプランほか、団体傷害保険の月額保険料の給与控除開始(新年度分) 遺族サポートロング等の退職後継続申込書締切(共済担当者へ提出)

※遺族サポートプランは遺族サポートロング・医療保障保険等を含みます。

## 特例水準の解消～3年間で2.5%引き下げ～



現行制度では、過去の特例措置によりマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたことなどにより、本来の年金額（本来水準）より2.5%高い水準（特例水準）で年金が支払われています。

この本来水準と特例水準との差を平成25年度から3年間で解消することを盛り込んだ「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」が、平成24年11月16日の第181回臨時国会で成立しました。

これに伴い、平成25年10月から1.0%、平成26年4月から1.0%、平成27年4月から0.5%のスケジュールで引き下げが行われることとなります。

この度の改正は、現受給者の年金額を本来の水準に引き下げることで、年金財政の負担を軽減し、現役世代（将来の受給者）の将来の年金額の確保につなげるとともに、その財源を用いて社会保障の充実を図ろうというものです。

## 職域部分廃止後の新たな年金 [平成27年10月1日施行]

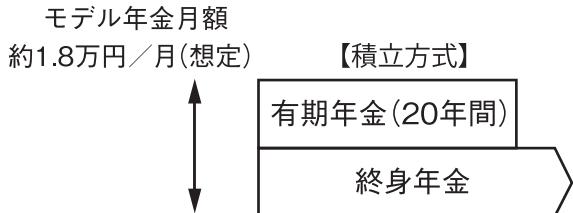
被用者年金制度の一元化法が公布されたことにより、公的年金としての3階部分（職域部分）は、平成27年10月から廃止されることとなりました。

そして、職域部分廃止後の新たな年金については、「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成24年11月16日成立）において、地方公務員の退職給付の一部として「退職等年金給付」を設けるなど、所要の措置を講ずることが決まりました。

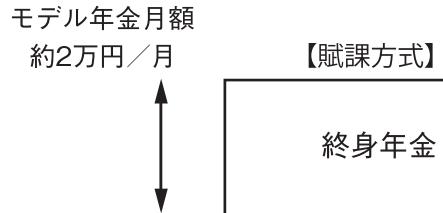
### 《概要》

- 退職年金の半分は有期年金、半分は終身年金（65歳支給（60歳まで繰上げ可能））。
- 有期年金は、10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可能）。
- 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- 財政運営は積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限を法定（労使あわせて1.5%）。
- 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務上障害・遺族年金を支給。
- 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
- 旧職域部分の未裁定者について、経過措置を規定。

### 「退職年金」のイメージ



### (参考) 現行の職域部分



※モデル年金月額は、標準報酬月額36万円、40年加入等一定の前提において試算。

## 退職共済年金の支給開始年齢の引き上げと 退職後に年金の受給権が発生する方の手続き

退職共済年金の支給開始年齢が、生年月日に応じて次のとおり段階的に引き上げられます（老齢厚生年金とは異なり、性別による差異はありません。）。組合員の方が退職共済年金の受給権発生前に退職されている場合、ご自宅あてに請求手続きのご案内をお送りします。

所要事項を記入し必要書類を添付のうえ、公務員としての最終の勤務先（市町村役場または一部事務組合）の共済事務担当課へご提出ください。

### 退職共済年金の支給開始年齢

昭和22年4月2日～昭和24年4月1日生まれの一般組合員

昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれの特定消防組合員

昭和24年4月2日～昭和28年4月1日生まれの一般組合員

昭和30年4月2日～昭和34年4月1日生まれの特定消防組合員

昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれの一般組合員

昭和34年4月2日～昭和36年4月1日生まれの特定消防組合員

年金の支給は61歳からになります。

昭和30年4月2日～昭和32年4月1日生まれの一般組合員

昭和36年4月2日～昭和38年4月1日生まれの特定消防組合員

年金の支給は62歳からになります。

昭和32年4月2日～昭和34年4月1日生まれの一般組合員

昭和38年4月2日～昭和40年4月1日生まれの特定消防組合員

年金の支給は63歳からになります。

昭和34年4月2日～昭和36年4月1日生まれの一般組合員

昭和40年4月2日～昭和42年4月1日生まれの特定消防組合員

年金の支給は64歳からになります。

昭和36年4月2日以後生まれの一般組合員

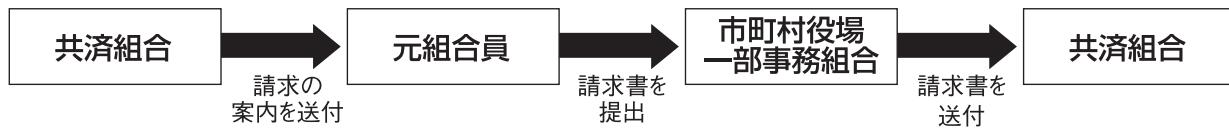
昭和42年4月2日以後生まれの特定消防組合員

年金の支給は65歳からになります。

○組合員期間が1年未満の方については、上記に関わらず65歳からの支給となります。

○特定消防組合員とは、消防司令以下の消防職員であった者で、退職時または60歳時点まで引き続き20年以上消防職員として在職していた方をいいます。

### 請求の流れ



※退職後、住所変更をされたときは、共済組合へご連絡ください。

**お問い合わせ先 年金課 ☎083-925-6550**

## ～被扶養者の資格調査を行います～

被扶養者に認定されている方のうち、今春学校等を卒業する見込みの者及び就職待機者等、平成25年4月1日現在において満18歳以上である方について、資格調査を実施します。ただし、以前に提出した『在学証明書』で現在も修学中と確認できる方は除外します。

詳細につきましては、後日所属所の共済事務担当課を経由してお知らせします。

該当者 提出書類	在学証明書 【原本】	扶養控除証明書 (様式第2号)	扶養事実及び 扶養事情理由書 (様式第3号)	所得証明書 【原本】
大学・専修学校・各種 学校へ進学	○			○
上記のうち定時制・ 通信制教育課程へ進学	○		○	○
修学以外の理由で認定 更新が必要		○	○	○

### 【注意事項】

- 在学証明書には、必ず修学年数及び現在の学年を記入してください。記入もれの場合は、毎年調査の対象となりますのでご注意ください。  
なお、在学証明書は、証明日が平成25年4月1日以降のものを提出してください。
- 所得証明書については、扶養手当が支給され、所得のない者のみ省略可能です。所得のある方については下記書類も必要です。
  - パート・アルバイト等の給与収入がある場合は『給与支払証明書』
  - 事業所得等がある場合は『確定申告書(控)』の写し及び『収支内訳書』等、諸経費を確認できる書類の写し
  - 年金収入がある場合は最新の年金額が確認できる書類(年金支払通知書等)の写し
- 甥姪・兄姉等の同居が扶養認定の要件になっている方については、組合員及び該当者の住民票を提出してください。
- 資格を確認するうえで共済組合が必要と判断した場合は、別に書類を求める場合があります。

## ～任意継続掛金等について～

平成25年1月1日現在の組合員の平均給料月額と平成25年度の任意継続掛金率が、以下のとおり決定しましたので、お知らせします。

○ 平均給料月額	………	328,000円
○ 短期任意継続掛金率	…	120.0／1000 (最高額 39,360円)
○ 介護任意継続掛金率	…	13.0／1000 (最高額 4,264円) (40歳以上、65歳未満の方のみ)

なお、毎月の納付額は、次の①または②のいずれか低い額に、上記の掛金率を乗じた額になります。

- ① 平均給料月額
- ② 退職する月の初日の給料月額  
(ただし、組合員期間15年以上、かつ55歳以上で初めて退職する者は、②の給料月額 × 0.8)

### 共済貯金送金スケジュール

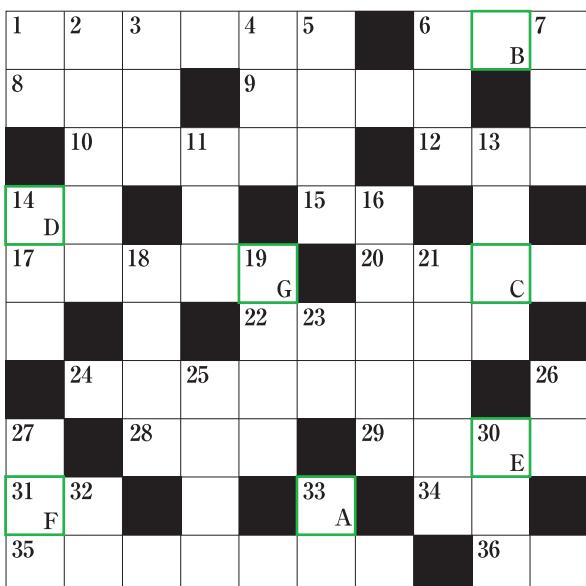
	共済組合締切日(必着)	送金日
払戻し	3月 8日(金)	3月29日(金)
	3月25日(月)	4月15日(月)
	4月10日(水)	4月30日(火)
	4月25日(木)	5月15日(水)
解 約	3月 8日(金)	3月29日(金)
	4月10日(水)	4月30日(火)

### 共済組合の行事(3月)

- 理事協議会・組合会  
3月1日(金) 防長苑
- 新規組合員共済制度説明  
※希望所属所

### 防長苑のイベント(3月)

- フランス料理の夕べ  
3月1日(金)～3日(日)



**「クロスワードパズル」  
プレゼント当選者発表**  
応募総数 114通  
正解 114通  
抽選により当選者を決定しました。  
当選者には3月中旬までに賞品をお送りします。お楽しみに!

〈前回の答え〉 ネンガジョウ



**クロスワードパズル当選者**

家 重村裕美子	(岩国市)
家 藤井 蒼斗	(宇部市)
組 五嶋 密枝	(長門市)
組 森重 秀子	(周南市)
組 井村 貞江	(山口市)
家 吉松 彩水	(山口市)
家 貞本 真澄	(周南市)
組 藤村 仁美	(光市病院局)
家 河上 寛子	(久楽荘)
組 林 多恵子	(周防大島町公営企業局)

## 編集後記

年金の記事を見ていて、小学生の頃に、複数の若者が1人の高齢者を支えるイラストで、年金の世代間扶養と徐々に若者が減っていく少子高齢化について教わったのを思い出した。当時はピンとこなかつたが、現在の状況をみるとなるほど若者の負担が増えている。これから先もみんなが安心して暮らしていくよう、若者も高齢者も納得のいく年金制度でありつづけてほしいと思う今日この頃です。(M・H)

3月になるとスキーシーズンもそろそろ終盤。久しぶりに信州へ滑りに行きたくなりましたが財布が苦しい。そんなときに共済貯金に加入していたことを思い出し意外と貯まっていたので助かりました。

共済貯金は給与天引きなので知らず知らずのうちに貯まっていて利率も高いので有利です!新規加入のキャンペーン(次回4月号で詳細掲載予定!)もやってます!この機会に加入がまだの方は、共済貯金、始めてみてはいかがでしょう?(Y・O)

## 頭の体操!!

# クロスワードパズル

クロスが解けたらA~Gを順に並べてください

### ●応募方法●

ハガキ又はFAXに右記のとおりご記入のうえ、ご応募ください。(1人1通まで)

### ●応募先●

〒753-8529  
山口県山口市大手町9-11  
山口県市町村職員共済組合  
総務課 企画係

**FAX 083-921-1228**

### ●締め切り●

**4/5(金)必着**

※お寄せいただいたご意見等については今後の共済事業運営の参考とさせていただきます。

### ●答え●

○○○○○○○○

### ●住所●

○○○○○○○○

### ●電話番号●

○○○○○○○○

### ●組合員名●

○○○○○○○○

### ●応募者名(続柄)●

○○○○○○○○

### ●所属所名●

○○○○○○○○

### ●組合員証記号番号●

○○○○○○○○

### ●共済事業に対するご意見・ご感想●

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

# 防長苑の御料理

2013年3月1日～2013年4月30日

- 記載の内容はおひとり様料金です。(要予約)
- 仕入等の状況により内容を変更する場合がございます。
- 食物アレルギー等ございましたらご予約時お申し付けください。



## 会席料理

5,000円より承ります  
(写真は 5,000 円の御料理です)

先附：筍木の芽和え  
前菜：花見団子、稚鮎甘露煮、烏賊うに焼、鯛の子、お多福  
酢物：鰯たたき、鰯巻炙り  
造里：五種盛り 替鉢：豆腐二色田楽、桜海老かき揚げ  
煮物：さわらの春鍋  
魚料理：タチウオのムニエルと野菜のマリネヴァンブランソース  
肉料理：牛ロースステーキ ベアルネーズとマデラソース  
御飯：ひじき御飯 留椀：浅蜊の赤出汁  
デザート：オレンジのムース フルーツ添え

4,000円より承ります

(写真は 5,000 円の御料理です)

## パーティー料理

オードブル盛合せ 季節野菜のサラダ  
旬の魚のカルパッチョ  
エビとサワラのムニエル 香草入りブルブランソース  
ビーフソテーリヨン風 マスタード風味  
ホタテのコキュー ネーズグラタン  
チキンロールのフリット3種 サクラの香り  
(お選びください) 寿司 または サンドイッチの盛合せ  
(お選びください) 蕎麦 または おまかせパスタ  
きまぐれデザート



## 特別和洋会席

8,000円

食前酒、先附、前菜、造里、  
洋皿(魚料理)、椀、煮物、  
御凌ぎ、追肴、替鉢、酢物、  
洋皿(肉料理)、留椀、  
御飯、デザート

桃の節句に 雛会席  
も承っております 5,000円より

入学、卒業、就職、退職…さまざまな節目のお祝いに  
心にのこる特別なお料理で

歓送迎会プラン 実施中  
3月1日～4月26日

### 飲み放題付き料金

和洋会席料理 6,000円より  
パーティー料理 5,000円より  
宿泊優待 日～木曜日 500円  
(1泊朝食付料金)  
金・土・祝前日 2,000円  
※10名様以上でのプラン利用に限ります

その他の特典もございますのでお問い合わせください

**告知 生ビールまつり**  
組合員様限定先行予約  
4月1日受付開始!! 4月26日まで

詳細は共済だより4月号をご覧ください



やまぐち湯田温泉

防長苑

ご予約・お問合わせ

083-922-3555

www.bochoen.jp 山口市熊野町4-29

facebook 「やまぐち湯田温泉防長苑」

<http://www.facebook.com/bochoen>

twitter 「料理長のつぶやき」

<http://www.twitter.com/Bochoen>